

## 播磨町人権尊重まちづくり検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 全ての町民の人権が尊重されるまちづくりの実現に向け、人権教育、啓発その他の施策を総合的かつ効果的に推進していくため、播磨町人権尊重まちづくり検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 人権に係る課題に対する調査研究に関すること。
- (2) 人権に係る町民意識調査に関すること。
- (3) 人権に係る条例案の検討に関すること。
- (4) 人権に係る推進計画案の検討に関すること。
- (5) その他人権尊重の推進に関し必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 人権に関する知識及び経験を有する者
- (3) 関係団体等の代表者又は構成員
- (4) 公募による住民
- (5) その他町長が特に必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

### (守秘義務)

第7条 委員会の委員は、個人情報その他職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉保険部健康福祉課、住民協働部協働推進課及び教育委員会地域学校教育課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(準備行為)

2 この要綱の適用の日以降に行う第3条第2項に規定する委員の委嘱その他委員会の設置のために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

(委員会の招集の特例)

3 この要綱の施行の日以降最初に開かれる会議及び委員の任期満了後における最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。